

第3期滋賀医科大学男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）

滋賀医科大学は、男女共同参画社会の実現に向けて大学が果たすべき責務を自覚し、「滋賀医科大学男女共同参画推進基本計画」を策定する。

（基本理念）

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女は互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することを求めている。一方、高等教育機関である大学は、人類の福利と平和に貢献しながら、積極的に男女の社会的な偏りを是正し、男女共同参画社会の形成に寄与すべき任を負っている。

滋賀医科大学は、男女が対等な構成員として、教育、研究、診療、社会貢献及び大学運営を行うことにより、男女共同参画社会の実現に貢献する。

（基本方針）

基本理念を具体化するため、滋賀医科大学の全構成員の共通目標として、以下のような基本方針を確認する。

1. 教職員の人的構成における男女格差の是正
2. 大学運営における意思決定への女性の参画拡大
3. 教育・研究・就労・修学と家庭生活との両立支援
4. 性差別のない環境の構築
5. 男女共同参画に関する意識改革のための教育、広報・啓発活動

（行動計画（アクションプラン））

基本方針に基づく具体的な取組み内容として、以下の行動計画を掲げる。大学及び各部署は、行動計画に基づいて数値目標を設定し、計画的に取組みを推進する。また、男女共同参画推進室は、目標の達成度について中間評価を実施し、公表する。

1. 教職員の人的構成における男女格差の是正

- 1) 女性教員の在職比率を24%以上に維持し、教職員の男女在職比率の改善に努める。
- 2) 女性教員の採用比率を25%以上に維持するよう女性教員を採用する。
- 3) 両立支援等を実施し、女性教員等の離職防止を図る。

2. 大学運営における意思決定への女性の参画拡大

- 1) 管理職に占める女性の割合を改善するため、女性管理職候補を育成し、第3期計画期間終了時点で女性登用率を28%以上とする。
- 2) 教職員・学生からの男女共同参画に関わる意見を積極的に取り入れる。

3. 教育・研究・就労・修学と家庭生活との両立支援

- 1) 育児休業、介護休業及び短時間勤務制度等の両立支援制度の周知を図り、自身のワーク・ライフ・バランスに適した制度の利用を促進させる。
- 2) 積極的な両立支援策として、多様な保育形態を提供し、利用しやすい保育施設を運営する。
- 3) 出産・育児等により研究活動の低下を生じさせない環境整備として設置した研究支援体制を周知し、より一層の利用促進を図る。

- 4) 男女共同参画に関する取り組みを地域の自治体・大学・関係機関等と連携して進め、男女共同参画社会の実現に資する。
- 5) 働き方改革に関する取り組みを推進し、超過勤務時間の削減を目指す。

4. 性差別のない環境の構築

- 1) 性別役割分担意識から生まれる慣行からの不利益を解消するための対策を講じる。
- 2) セクシュアル・ハラスメントなど人の尊厳を侵害する行為を防止し、人権を尊重する環境を構築する。

5. 男女共同参画に関する意識改革のための教育、広報・啓発活動

- 1) 学生に対して早い時期からの男女共同参画に関する意識改革を促すため、学生への教育プログラムを充実させ、教職員対象の講演会等に学生を参加させ、全学的に意識改革に取り組む。
- 2) 優秀な女性研究者をロールモデルとして活用することにより、次世代の女性研究者の育成につなげる。
- 3) 学内外への情報発信機能を強化する

(推進体制)

本基本計画は、男女共同参画推進委員会が推進する。

1. 男女共同参画推進委員会は、学長が指名する学長補佐を委員長とする。
2. 男女共同参画推進委員会は、男女共同参画事業を実施する。

(計画期間)

本基本計画の第3期の計画期間は、令和4年度から令和9年度までの6ヵ年とする。第3期計画の進捗状況について、令和7年度に中間評価を実施する。